

目次

第1 労働者派遣事業の意義等	1
1 労働者派遣	1
(1) 「労働者派遣」の意義	1
(2) 「労働者」及び「雇用関係」の意義	1
(3) 「指揮命令」の意義	1
* (労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準)	3
(4) 出向との関係	9
(5) 労働者供給との関係	11
(6) ジョイント・ベンチャー（JV）との関係	12
(7) 派遣店員との関係	15
(8) その他	15
2 派遣労働者	16
(1) 「派遣労働者」の意義	16
(2) 「事業主が雇用する労働者」の意義	16
(3) 「労働者派遣の対象」の意義	16
(4) 有期雇用派遣労働者と無期雇用派遣労働者	16
3 労働者派遣事業	16
(1) 「労働者派遣事業」の意義	16
(2) 「業として行う」の意義	17
(3) 適用除外業務との関係	17
(4) 「登録型派遣」と「常用型派遣」	17
4 紹介予定派遣	17
5 法の適用範囲	18
(1) 法の適用範囲の原則	18
(2) 公務員等に対する法の適用	18
(3) 船員に対する法の適用除外	19
第2 適用除外業務等	20
1 適用除外業務に係る制限	20
2 適用除外業務の範囲	20
(1) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門）における同条第2号に規定する港湾運送業務	20
(2) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送業務	22
(3) 建設業務	24
(4) 警備業務	25
(5) その他の業務	26

3	適用除外業務以外の業務に係る制限	30
*	(港湾労働法施行令第2条第3号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域)	36
*	(令第1条第3号に規定する厚生労働大臣が指定する区域)	40
第3	労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	42
1	事業主の行う許可手続について	42
(1)	許可の概要	42
(2)	許可の申請手続	42
(3)	手数料の納付	43
(4)	登録免許税の納付等	43
(5)	許可申請関係書類等の種類	44
(6)	提出すべき書類の部数	50
(7)	許可要件(許可の欠格事由)	50
(8)	許可要件(許可の基準)	56
(9)	申請内容の確認	71
(10)	労働政策審議会への諮問等	71
(11)	許可及び不許可処分	72
(12)	許可の条件	72
(13)	許可番号の付与	75
(14)	労働者派遣事業制度に係る周知	76
2	許可の有効期間の更新手続について	76
(1)	許可の有効期間	76
(2)	労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の手続	76
(3)	許可有効期間更新申請関係書類	77
(4)	許可の有効期間の更新要件等	82
(5)	更新前後の許可内容の同一性の判断	85
(6)	更新及び不更新処分	87
(7)	労働者派遣事業制度に係る周知	87
3	事業主の行う変更の届出手続	87
(1)	変更の届出	87
(2)	変更届出関係書類	89
(3)	変更の届出の受理	94
4	事業廃止届出手続	96
(1)	労働者派遣事業の廃止の届出	96
(2)	事業廃止の届出の受理	96
(3)	許可の効力	96
5	許可証の取扱い	97
(1)	許可証の備付け及び提示	97
(2)	許可証の再交付手続	97
(3)	許可証の返納手続	97

6	労働者派遣事業所台帳及び労働者派遣事業主台帳の整備等	99
	(1) 許可時の対応	99
	(2) 更新時の対応	99
	(3) 変更時の対応	99
	(4) 廃止時の対応	99
	(5) 事業所台帳等の保管	100
7	名義貸しの禁止	100
8	その他	100
	(1) 個人事業主が死亡した場合の取扱い	100
	(2) 法人の合併等に際しての取扱い	100
9	参考一覧表	103
	(1) 手数料の納付手続き一覧表	103
	(2) 登録免許税の課税手続き一覧表	103
	(3) 用語の整理	104
	(4) 事業主の行う手続の種類	107
	(5) 労働派遣事業関係手続提出書類一覧	108
第4	(旧) 特定労働者派遣事業に係る経過措置	110
1	経過措置に関する概要	110
	(1) (旧) 特定労働者派遣事業に係る経過措置	110
	(2) (旧) 特定労働者派遣事業の欠格事由	112
	(3) 書類の備付け等	112
2	経過措置に関する変更の届出手続	113
	(1) (旧) 特定労働者派遣事業の変更の届出	113
	(2) 変更届出関係書類	114
	(3) 他局に移管した場合の受理番号関係	116
	(4) (旧) 特定労働者派遣事業届出受理番号の設定について	116
	(5) 労働者派遣事業届出書の受理	117
3	事業主の行う事業廃止の届出手続	117
	(1) (旧) 特定労働者派遣事業の廃止の届出	117
	(2) 事業廃止の届出の受理	118
	(3) 届出の効力	118
4	(旧) 特定労働者派遣事業所台帳等の整備等	118
5	名義貸しの禁止	118
6	その他	119
第5	事業報告等	120
1	事業報告書、収支決算書	120
	(1) 事業報告書	120
	(2) 収支決算書	121

2	関係派遣先に対する労働者派遣の制限等	122
(1)	「関係派遣先」の範囲	122
(2)	「派遣割合」の算出方法	123
(3)	報告の方法	123
3	海外派遣の届出	124
(1)	法第23条第4項に規定する「海外派遣」の概要	124
(2)	届出の方法	124
(3)	海外派遣の届出の受理	125
4	事業所ごとの情報提供	125
(1)	概要	125
(2)	情報提供すべき事項	125
(3)	情報提供の方法等	127
5	労働争議に対する不介入	128
(1)	概要	128
(2)	労働争議に対する不介入の趣旨	128
(3)	現に同盟罷業又は作業所閉鎖の行われているときの規制	129
(4)	争議行為が発生しており、同盟罷業や作業所閉鎖に至るおそれの多いときの規制	129
6	個人情報の保護	129
(1)	概要	129
(2)	個人情報の収集、保管及び使用	130
(3)	個人情報の適正管理	132
(4)	個人情報の保護に関する法律の遵守等	134
(5)	秘密を守る義務	134
第6	労働者派遣契約	135
1	意義	135
2	契約の内容等	135
(1)	契約内容	135
(2)	派遣可能期間の制限に抵触する日の通知	146
(3)	海外派遣の場合の労働者派遣契約	148
(4)	派遣元事業主であることの明示	152
3	労働者派遣契約の解除の制限	152
(1)	概要	152
(2)	意義	152
(3)	労働者派遣契約の解除が禁止される事由	153
4	派遣労働者の保護等のための労働者派遣契約の解除等	153
(1)	概要	153
(2)	意義	153
(3)	労働者派遣契約の解除等を行える具体的事由	154

5	労働者派遣契約の解除の非遡及	154
(1)	概要	154
(2)	意義	154
6	派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	154
(1)	概要	154
(2)	派遣先の講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	155
(3)	派遣元事業主の講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	156
(4)	その他	157
第7	派遣元事業主の講ずべき措置等	158
1	概要	158
2	特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等のための措置	158
(1)	概要	158
(2)	意義	159
(3)	具体的な措置の内容	159
(4)	対象者についての留意点	161
(5)	講ずべき措置の内容についての留意点	162
(6)	その他特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等のための措置に関する留意点	163
(7)	労働契約法の適用について留意すべき事項	164
3	派遣労働者に対するキャリアアップ措置	165
(1)	概要	165
(2)	意義	165
(3)	段階的かつ体系的な教育訓練について	165
(4)	段階的かつ体系的な教育訓練に関する留意点	167
(5)	希望者に対するキャリアコンサルティング等の実施について	168
(6)	その他の留意事項	168
4	均衡を考慮した待遇の確保のための措置	169
(1)	概要	169
(2)	意義	170
(3)	均衡を考慮した待遇の確保のための措置に関する留意点	170
5	派遣労働者等の福祉の増進	171
(1)	概要	171
(2)	直接雇用の推進	172
(3)	派遣労働者等の福祉の増進に関する留意点	172
(4)	育児休業から復帰する際の就業条件の確保	173
(5)	障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている 事情の改善を図るための措置	173
6	適正な派遣就業の確保	173
(1)	概要	173
(2)	意義	174

(3) 具体的配慮の内容	174
(4) 法第44条第3項及び第4項並びに法第45条第6項及び第7項との関係	174
(5) 安全衛生に係る措置	175
7 待遇に関する事項等の説明	176
(1) 概要	176
(2) 意義	176
(3) 説明すべき待遇に関する事項等	176
(4) 説明の方法	177
8 派遣労働者であることの明示等	178
(1) 雇入れの際の明示	178
(2) 雇入れ後、派遣労働者とする場合の明示及び同意	179
(3) 派遣労働者であることの明示等に関する留意点	179
9 派遣労働者に係る雇用制限の禁止	180
(1) 概要	180
(2) 派遣労働者に係る雇用制限の禁止の意義	180
(3) 「正当な理由」の意義	181
10 就業条件等の明示	181
(1) 概要	181
(2) 意義	181
(3) 明示すべき就業条件等	181
(4) 期間制限に抵触することとなる最初の日の明示	184
(5) 明示の方法	188
(6) 明示に関する留意点	189
11 労働者派遣に関する料金の額の明示	190
(1) 概要	190
(2) 意義	190
(3) 明示すべき労働者派遣に関する料金の額	190
(4) 明示の方法	190
12 派遣先への通知	191
(1) 概要	191
(2) 通知の趣旨	192
(3) 通知すべき事項	192
(4) 通知の方法	194
(5) 通知の手続	194
(6) 通知に際しての留意点	195
13 労働者派遣期間の制限の適切な運用	195
(1) 概要	195
(2) 意義	196
(3) 派遣期間の制限の適切な運用のための留意点	196
14 日雇労働者についての労働者派遣の禁止	197

(1) 概要	197
(2) 意義	197
(3) 禁止の範囲	198
(4) 禁止の例外	198
(5) 要件の確認方法	199
* 日雇派遣の禁止の例外として認められる令4条の業務	201
15 離職した労働者についての労働者派遣の禁止	212
(1) 概要	212
(2) 意義	212
(3) 離職した労働者についての労働者派遣の禁止の留意点	212
16 派遣元責任者の選任	212
(1) 概要	212
(2) 派遣元責任者の選任の方法等	212
(3) 派遣元責任者の職務	214
17 派遣元管理台帳	216
(1) 派遣元管理台帳の作成、記載	216
(2) 派遣元管理台帳の保存	220
18 労働・社会保険の適用の促進	221
(1) 労働・社会保険への適切な加入	221
(2) 被保険者証等の写し等の提示	221
(3) 派遣労働者に対する未加入の理由の通知	221
19 関係法令の関係者への周知	222
20 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等	222
21 性・障害の有無・年齢による差別的な取扱いの禁止等	223
(1) 派遣労働者の性別の労働者派遣契約への記載の禁止等	223
(2) 障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等	223
(3) 年齢による不合理な差別的派遣に対する指導等	223
(4) 派遣労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止に向けた取組	223
(5) 紹介予定派遣における派遣労働者の特定に当たっての年齢、性別等による 差別防止に係る措置	224
(6) 「派遣労働者を特定することを目的とする行為への協力の禁止等」との関係	224
22 紹介予定派遣	225
(1) 紹介予定派遣の期間	225
(2) 派遣先が職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由 の明示	225
(3) 派遣就業期間の短縮	225
(4) 求人・求職の意思確認を行う時期、及び職業紹介を行う時期の早期化	226
(5) 紹介予定派遣における派遣労働者を特定することを目的とする行為	226
(6) その他	227
23 紹介予定派遣以外の派遣として派遣就業を開始した場合における	

求人条件の明示等	227
24 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	227
(1) 概要	227
(2) 指針の公表	227
(3) 無期雇用派遣労働者の募集	227
25 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	228
(1) 労働者派遣契約の期間の長期化（日雇派遣指針第2の2）	228
(2) 雇用契約の期間の長期化（日雇派遣指針第2の4）	228
(3) 労働者派遣契約に定める就業条件の確保（日雇派遣指針第3）	228
(4) 労働・社会保険の適用の促進（日雇派遣指針第4）	229
(5) 関係法令等の関係者への周知（日雇派遣指針第7）	229
(6) 日雇派遣労働者の安全衛生の確保（日雇派遣指針第8）	229
(7) 派遣先への説明（日雇派遣指針第12）	229
* 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	230
* 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	235
第8 派遣先の講ずべき措置等	239
1 概要	239
2 労働者派遣契約に関する措置	239
(1) 概要	239
(2) 労働者派遣契約に定める就業条件の確保	239
(3) 労働者派遣契約の定めに違反する事実を知った場合の是正措置等	240
(4) 法第43条による準用	240
3 適正な派遣就業の確保	240
(1) 概要	240
(2) 苦情の適切な処理	240
(3) 適正な就業環境の確保	242
(4) 障害者である派遣労働者の適正な就業の確保	242
(5) 雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストへの労働者派遣の受け入れ	242
(6) 安全衛生に係る措置	243
4 派遣先による均衡待遇の確保	244
(1) 概要	244
(2) 教育訓練・能力開発	244
(3) 福利厚生施設	245
(4) 賃金	245
(5) 派遣労働者の職務遂行状況等について提供する努力義務	246
5 派遣先の事業所単位の期間制限の適切な運用	246
(1) 概要	246

(2) 意義	246
(3) 派遣可能期間の考え方	247
(4) 派遣可能期間の延長等	248
(5) 派遣先の事業所単位の期間制限の適切な運用のための留意点	252
6 派遣労働者個人単位の期間制限の適切な運用	253
(1) 概要	253
(2) 意義	253
(3) 期間制限の考え方	253
(4) その他	254
7 期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合の取扱い	254
(1) 概要	254
(2) 勧告、公表の内容	254
(3) 権限の委任	254
(4) 勧告、公表の手続	254
(5) 労働契約申込みみなし制度	255
8 特定有期派遣労働者の雇用	255
(1) 概要	255
(2) 意義	255
(3) 優先雇用の努力義務	256
(4) 労働者募集情報の提供	256
9 派遣先での正社員化の推進	257
(1) 概要	257
(2) 意義	257
(3) 具体的な措置の内容	257
10 離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止	258
(1) 概要	258
(2) 意義	258
(3) 通知の方法	258
(4) 離職して1年を経過していない労働者を派遣労働者として受け入れた場合の 取扱い	258
11 派遣先責任者の選任	258
(1) 概要	258
(2) 派遣先責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行	258
(3) 派遣先責任者の選任の方法	258
(4) 派遣先責任者の職務	260
(5) 派遣先責任者講習の受講	261
12 派遣先管理台帳	261
(1) 意義	261
(2) 派遣先管理台帳の作成、記載	261
(3) 派遣先管理台帳の保存	265

(4) 派遣元事業主への通知	265
13 労働・社会保険の適用の促進	266
14 関係法令の関係者への通知	266
15 派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止	266
(1) 概要	266
(2) 意義	266
16 性別・年齢による差別的取扱いの禁止等	267
(1) 性別による差別的取扱いの禁止等	267
(2) 障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等	267
(3) 年齢による差別的取扱いに対する指導等	267
(4) 派遣労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止に向けた取組	267
(5) 15の「派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止等」との関係	268
17 紹介予定派遣	268
(1) 紹介予定派遣を受け入れる期間	268
(2) 職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示	268
(3) 派遣労働者の特定に当たっての年齢・性別による差別防止に係る措置	268
(4) 派遣労働者の特定	272
(5) 派遣就業期間の短縮	272
(6) 求人・求職の意思確認を行う時期、及び職業紹介を行う時期の早期化	272
(7) その他	272
18 派遣労働者の判断で行う派遣就業開始前の事業所訪問等	273
19 派遣先が講ずべき措置に関する指針	274
(1) 概要	274
(2) 指針の公表	274
20 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が 講ずべき措置に関する指針	274
* 派遣先が講ずべき措置に関する指針	275
第9 労働基準法等の適用に関する特例等	281
1 概要	281
2 労働基準法の適用に関する特例等	287
3 労働安全衛生法の適用に関する特例等	288
4 じん肺法の適用に関する特例等	291
5 作業環境測定法の適用の特例	293
6 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用の特例	293
7 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する 法律の適用の特例	293
第10 個人情報保護法の遵守等	295
1 概要	295

2	個人情報保護法等の規定並びに派遣元事業主が講ずべき措置及びその主な留意点等	295
第11	違法行為の防止、摘発	297
1	概要	297
2	労働者等の相談への対応	297
(1)	概要	297
(2)	意義	297
(3)	不利益取扱いの禁止	297
3	派遣元事業主、派遣先への周知徹底	298
4	指導及び助言	298
(1)	概要	298
(2)	意義	298
(3)	権限の委任	298
5	報告	298
(1)	概要	298
(2)	意義	299
(3)	報告の徴収の手続	299
(4)	権限の委任	299
6	立入検査	299
(1)	立入検査の実施	299
(2)	証明書	300
(3)	立入検査の権限	300
(4)	権限の委任	300
7	違反の場合の効果	300
(1)	適用除外業務等	300
(2)	労働者派遣事業の許可等	301
(3)	事業報告等	302
(4)	労働者派遣契約	303
(5)	派遣元事業主の講ずべき措置等	303
(6)	派遣先の講ずべき措置等	306
(7)	報告	306
(8)	立入検査	306
第12	違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表	307
1	違法行為による罰則	307
2	違法行為による行政処分	310
(1)	概要	310
(2)	労働者派遣事業に係る行政処分	310
(3)	改善命令	312

(4) 労働者派遣の停止命令	312
3 法第4条第3項、第24条の2、第40条の2第1項、第4項若しくは第5項、 第40条の3、若しくは第40条の6第1項の規定に違反している者に対する勧告、公表	313
(1) 概要	313
(2) 法第4条第3項、第24条の2、第40条の2第1項の規定、第4項若しくは第5項 若しくは第40条の9第1項の規定に違反している者に対する勧告	313
(3) 法第4条第3項、第24条の2、第40条の2第1項、第4項若しくは第5項、 若しくは第40条の3若しくは第40条の9第1項の規定に違反している者に対する公表	315
4 労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として 行われている場合の勧告	316
(1) 概要	316
(2) 意義	316
(3) 「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的とする」の判断基準等	316
(4) 勧告の対象としない事由	317
(5) 勧告の内容	317
(6) 権限の委任	317
(7) 勧告実施の手続等	317
5 関係派遣先への派遣割合制限違反等に関する指示	318
(1) 概要	318
(2) 指示の対象となる判断基準等	318
(3) 指示の内容	319
(4) 指示の委任	319
(5) 指示の手続等	319
第13 無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表	320
1 概要	320
2 無許可派遣事業主への対応	320
3 公表内容	320
第14 その他	322
1 行政機関の連携体制の確立	322
(1) 都道府県労働局間の連携	322
(2) 他の労働行政との連携	322
2 派遣元責任者講習	322
(1) 概要	322
(2) 講習機関の要件等	323
(3) 講習の内容等	323
(4) 手続き関係	326
(5) 講習の適正な実施等について	327
3 派遣先責任者講習	335

(1) 概要	335
(2) 講習の実施に係る手続	339
4 民間の協力体制の整備	340
(1) 概要	340
(2) 労働者派遣事業適正運営協力員	340

第15 様式集

① 労働者派遣事業許可申請書／許可有効期間更新申請書（様式第1号）	342
② 労働者派遣事業計画書（様式第3号）	345
③ 労働者派遣事業許可証（様式第4号）	352
④ 許可証再交付申請書／労働者派遣事業変更届出書／労働者派遣事業 変更届出書及び許可証書換申請書（様式第5号）	353
⑤ 労働者派遣事業廃止届出書（様式第8号）	357
⑥ 労働者派遣事業報告書（様式第11号）	358
⑦ 労働者派遣事業収支決算書（様式第12号）	370
⑧ 関係派遣先派遣割合報告書（様式第12号-2）	372
⑨ 海外派遣届出書（様式第13号）	374
⑩ 労働者派遣事業立入検査証（様式第14号）	375
⑪ 労働者派遣事業の許可申請にあたっての自己チェックの結果について （様式第15号）	376
⑫ 財産的基礎に関する要件についての誓約書（様式第16号）	379
⑬ 常時雇用する派遣労働者数の報告（様式第17号）	381
⑭ 派遣元責任者講習実施申出書（様式第18号）	382
⑮ 派遣元責任者講習実施日程書（様式第19号）	383
⑯ 派遣元責任者講習受講者名簿（様式第20号）	384
⑰ 派遣元責任者講習受講証明書（様式第21号）	385
⑱ 派遣先責任者講習実施申出書（様式第22号）	386
⑲ 派遣先責任者講習実施日程書（様式第23号）	387
⑳ 派遣元責任者講習廃止申出書（様式第24号）	388
㉑ 労働者派遣事業不許可／許可有効期間不更新通知書	389
㉒ 労働者派遣事業許可条件通知書	390
㉓ 労働条件通知書（派遣労働者用；常用、有期雇用型）	391
㉔ 労働条件通知書（派遣労働者用；日雇型）	395
㉕ モデル就業条件明示書	397
㉖ モデル就業条件明示書（日雇派遣・携帯メール用）	400
㉗ 労働者派遣受入適正実施勧告書	403
㉘ 労働者派遣事業勧告書	404
㉙ 労働者派遣事業指示書	405
㉚ 労働者派遣事業適正運営協力員身分証明書	406